## 民暴弁護士だより

発行:公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 平成 29 年 1 月

## 【暴力団被害の回復について】

1 暴力団の行為によって損害を被った場合、どのようにし てその被害を回復することができるでしょうか。

暴力団の行為による被害とは、例えば、繁華街で店を経 営していたら暴力団員からみかじめ料を要求されて支払 ったとか、暴力団の抗争の場所にたまたま居合わせて暴力 団員が他の暴力団員に撃った拳銃の流れ弾が当たり大け がをしたなどの場合が考えられます。

この場合、もちろん、みかじめ料を要求してきた暴力団 員や拳銃を撃った暴力団員について、不法行為(民法 709 条) に基づいて被った損害の賠償を請求することは可能です。



布施 俊介 弁護士

しかし残念ながら、これらの者たちに請求するだけで被害の回復が十分にできると は言えません。損害賠償を求める裁判を起こして、これを認める判決が出ても、その 暴力団員に資力がなくては実際に支払を受けることはできませんが、みかじめ料の要 求行為や拳銃の発砲行為を行う暴力団員は、組織の末端の暴力団員であることが多く、 損害を賠償するだけの資力がないことが多いからです。

**2** それでは、資金が豊富にあると考えられる組長や幹部に、末端の組員が行った行為 の被害の賠償を求めることはできないでしょうか。暴力団は組長を頂点とする上命下 服の階層的な組織構造であり、獲得された資金は上納金システムのもと組織の末端か ら頂点である組長や幹部へ、そして末端の組織から上部組織へと集められます。その ため、組長や幹部、上部組織は、末端の組員・組織に比べ資金を豊富に有していると 考えられるのです。

この点、実際にこれまで、民法 715条の使用者責任(会社と従業員の関係になぞら えて、組長を使用者、末端の構成員を被用者であると構成)、民法 719 条の共同不法行 為(組長と構成員との間に共謀があると構成)に基づき、末端の組員が所属する暴力 団の組長やその上部組織の組長に対する責任追及が試みられ、実際に裁判所によって 組長の責任が認められてきました。そして、近年では暴対法により、威力利用資金獲 得行為(暴力団の威力を利用して組の資金を獲得する行為)や対立抗争行為による被 害について、特に被害者の立証責任を軽減する規定が設けられ、組長責任追及の途が 大きく開かれるようになりました(同法31条、31条の2)。

3 そして、平成28年9月、暴対法の威力利用資金獲得行為に基づく組長責任の追及に 関して、一つの注目すべき裁判の審理が東京地裁で始まりました。振り込め詐欺の被 害者が、振り込め詐欺グループの背後にいる暴力団組織の一次団体の組長に詐欺被害 の賠償を請求する裁判です。この裁判は、威力利用資金獲得行為について暴力団の威

力は直接被害者に示される必要があるのかなど、難しい法的な問題を含むものでもあります。

暴排条例等による規制の強化により暴力団の活動は近年ますます不透明化・沈潜化しておりますが、振り込め詐欺は暴力団の大きな資金源の一つとなっており、同時に暴力団のもたらす被害も大きなものとなっております。したがって、もし、振り込め詐欺の被害にも、暴対法の威力利用資金獲得行為に基づく組長の損害賠償責任が認められたら、暴力団被害の回復にとって極めて大きな意義を持つものとなり、また暴力団に大きな打撃を与えるものとなります。本裁判はマスコミによっても報道されておりますので、皆さま、ご注目いただきたいと思います。

## 寄稿者

さいたま市大宮区仲町2丁目24番地2金杉仲町ビル5階 吉澤総合法律事務所 **20**48 - 647 - 9890 FAX 048 - 647 - 6050 埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会 布施 俊輔 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.94」から編集したものです。